

○財務省令第五十号

円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第 二百三十八号）の施行に伴い、円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十日

財務大臣 麻生 太郎

円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の一部を改正する省令

円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令（平成十七年財務省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令

第一条中「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令」を「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年九月一日から施行する。